

素人そば打ち段位認定制度・全国認定会実施細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人全麺協素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第8条第3号に規定する、「全国認定会」の実施に関し細部事項を定めることを目的とする。

(全国認定会の主催者及び主管団体)

第2条 全国認定会の主催者は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という)とする。
(2) 全麺協は、全国認定会を円滑かつ厳正に運営するため「全国認定会専門チーム」(以下「専門チーム」という)を編成するものとする。専門チーム員は、全麺協段位認定事業部(以下「段位事業部」という)で選考し、理事長が任用する。
(3) 全国認定会開催を実行する主管団体(以下「主管団体」という)は、全麺協理事会が指定する支部又は全麺協正会員とする。
(4) 全麺協は、全国認定会を開催するときは、当該認定会が適正に実行されるように主管団体と企画、予算、実行体制等について緊密な連携をとるものとする。

(主催者及び主管、開催申請)

第2条 全国認定会の主催者は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という)とする。
(2) 全国認定会開催の実行を主管団体(以下『主管団体』といふ)は、全麺協段位認定事業部が指定する全麺協正会員が行うものとする。
(3) 全国認定会の開催を希望する全麺協会員は、基本要綱第9条第1項とは別に開催を希望する期日の1年前までに所定の「開催申請書」を全麺協段位認定事業部に提出するものとする。
(4) 事業部は全国認定会の開催地、開催日時および開催主管の選定について「全国認定会開催場所等選考委員会」に諮り、その結果に基づき理事会で決定する。

第2章 四段位認定会

(四段位認定会 書類審査)

第3条 四段位認定会は全麺協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程(以下「審査基準」といふ)第3条第3項の規定に基づく「四段位認定講習会」の受講を修了し、審査基準規程第2条第2項に定める「書類審査」に合格しなければ技能審査を受験することができない。
(2) 四段位認定会書類審査受験資格があり、受験の申込み希望を提出し、審査基準規程第2条第2項に定める書類審査関係の書類を受領した時は、書類審査を受験したものと見なし、正当な理由がなくその回答をしなかった場合は書類審査不合格とする。
(3) 書類審査の活動状況、課題問題、小論文等の出題および採点は、専門チーム行う。
(4) 活動状況については、一定の経過措置を勘案して「ZEN 麺ライセンス規約」による単位取得得点を加味して採点することとする。
(5) 書類審査の採点結果は、技能審査の結果と合せて認定の合否に加味させるものとする。

第4条 四段位認定会技能審査は、年度内全国において2か所で開催するものとする。ただし、特別の事由のあるときは理事会の承認を得てこの基準を超えて開催することができるものとする。

(四段位認定会 技能審査)

第4条 四段位認定会技能審査は第2条第5項および第3条の規定に基づく手順を経て、全国で年度内2か所において実施するものとする。

- (2) 四段位認定会技能審査の審査員は、専門チームで選考するものとする。
- (3) 四段位認定会技能審査で審査に使用するそば粉及び小麦粉(つなぎ粉)は、専門チーム員の中で指定した者が試し打ちを実施した上で選定し、各会場で同一のそば粉(つなぎ粉)を使用するものとする。
- (4) 四段位認定会の最終合否は、技能審査の審査員及び専門チーム代表者で構成する「審査員会議」において決定するものとする。

第3章 五段位認定会

(五段位認定会 一次審査)

第5条 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、審査基準規程第2条第2項第2号の規定により全麺協正会員代表者の推薦を受け、これまでの活動状況および全麺協から出題された小論文を提出して、一次審査を受験しなければならない。

- (2) 一次審査に提出された活動状況および小論文の論題等の出題と採点は、専門チームが行い、その合否を決定する。
- (3) 活動状況については、第3条第4項の規定と同様一定の経過措置を勘案してZEN 麺ライセンス規約による単位取得得点を加味して採点するものとする。
- (3) 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、全麺協から送付された活動状況および小論文の課題等を受理した時点で一次審査の受験したものとみなし、正当な理由なくその小論文等の書類を提出しなかった場合は一次審査不合格とする。

(五段位認定会 筆記試験)

第6条 審査基準規程第2条第2項第2号の定める五段位認定会 筆記試験は、次条に定める4科目について実施するものとする。

- (2) 筆記試験は、全麺協が実施し、その出題、採点業務は専門チームが行うものとする。

(五段位認定会 筆記試験科目)

第7条 筆記試験の科目は、次のとおりとする。

- ア 全麺協・段位認定制度の概要
- イ ソバの品種・栽培
- ウ ソバの栄養・健康
- エ そばの歴史・文化

- (2) 筆記試験は意見発表、技能審査(以下「本審査」という)の前に受験し、筆記試験全科目に合格しなければ、本審査を受験することはできないものとする。
- (3) 筆記試験問題は、「専門チーム」が出題する。この場合できる限り専門家の監修を得るものとする。
- (4) 筆記試験の採点は、前項の専門チームが行うものとする。

(五段位認定会本審査意見発表)

第8条 本審査のうち意見発表審査は、次のとおり実施する。

- (1) 意見発表は基本要綱第13条第2項に規定する審査官(以下「審査官」という)が課題を提示し、その課題に対する意見発表について審査採点する。
- (2) 採点項目と配点は、全麺協・段位認定制度に関する理解度 30、リーダーシップ 20、協調性 10、積極性 10、そばによる地域貢献度 20、総合評価 10 の合計 100 点とし、真に五段位認定者としてふさわしい人物かどうかを重点に審査採点する。
- (3) 意見発表の審査結果は、受験者に通知しないものとする。

(五段位認定会本審査 技能審査)

第9条 本審査のうち、技能審査は次のとおり実施する。

- (1) 技能審査の審査員は専門チームが、特任審査員及び全国審査員の中から選考するものとする。
- (2) 技能審査に使用するそば粉については専門チームが試し打ちの上、「開催主管」と連携し選定するものとする。
- (3) 技能審査は技能審査チェック項目、全国審査員統一見解等に基づき、五段位認定者にふさわしい技量を持っているか否かについて厳格に審査するものとする。
- (4) 技能審査結果は、受験者に通知するものとする。

(五段位認定会 最終合否決定)

第10条 五段位認定会審査結果についての最終合否判定は、一次審査、筆記試験、意見発表、技能審査の各審査員代表者(各審査委員長、選考員又は審査官)及び段位認定事業部長並びに段位認定部会長で編成する「五段位認定会 合否判定会議」により総合的に判定し、理事長が決定するものとする。

第4章 受 験 料

(受験料)

第11条 四段位認定会書類審査及び五段位認定会一次審査を受験申込みをした者は、審査基準規程第5条第1項に規定する受験料とは別に、次の受験料を全麺協に納入するものとする。

段位(審査・試験)	受験料
四段位 書類審査	2,000円
五段位 一次審査	3,000円

注) 審査基準規程 第5条第1項の受験料

段 位	受験料
四 段 位	20,000円
五 段 位	30,000円

第5章 経 費

第12条 全国認定会の経費負担は次のとおりとする。

- (1) 素人そば打ち段位認定制度審査基準規程第5条第1項及び前11条に規定する受験

料は、全麺協の収入とする。

- (2) 審査員等に対する謝礼、交通費、宿泊費等は、「段位認定審査員等に対する謝礼支払い助成に関する規程(以下「謝礼及び助成規程」という)の規定により支給するものとする。
- (3) 全国認定会開催に際して現地に派遣され、認定会業務の任務に当たる専門チーム員の交通費、宿泊費等については、謝礼及び助成規程の定めるところにより支給するものとする。
- (4) 主管団体は、全国認定会開催前に必要経費概算見積書、開催後には清算書を全麺協に提出するものとする。

(経費負担)

第12条 全国認定会の経費負担は次のとおりとする。

- (1) 前第11条に規定する受験料は全麺協の収入とする。
- (2) 審査員等に対する謝礼等は、「段位認定会審査員等に対する謝礼支払い助成に関する規程」(以下「謝礼及び助成規程」という)に基づき運用するものとする。
- (3) 全麺協は全国認定会のうち五段位認定会の開催主管に対し、当該年度の予算に計上された開催助成金を支給するものとする。
開催主管が開催助成金の中から支出できる支出項目は次の通りとする。
 - ① 会場費(会場借上げ費、会場設営費)
 - ② 印刷費(開催パンフレット、開催報告書)
 - ③ 会議費(印刷費、飲み物・茶菓子)
- (4) 全国認定会の実施に際して認定会会場において任務を処理する専門チーム員の交通費、宿泊費等については、「謝礼及び助成規程」第3条第3項の規定に基づき運用する。
- (5) その他の経費については、全麺協段位事業部および事務局と開催主管が協議して決定するものとする。
- (6) 全国認定会を開催する「開催主管」は、当該認定会の開催前に予算書を実施後に決算書を全麺協に提出しなければならない。

付 則

1. この細則は、平成24年5月12日から施行する。
2. 第1回五段位認定会、第2回五段位認定会の筆記試験を受験し、合格基準点以上を得点している科目のある者は当該科目の受験を免除する。ただし、今後開催する本審査2回までとする。
3. 第3回五段位認定会筆記試験を受験し、合格科目のある者は、次回五段位認定会筆記試験において、当該科目の受験を免除する。
4. この細則は、平成25年7月15日から施行する。
5. この細則は、平成26年12月19日から施行する。
6. この細則は、平成27年3月10日から施行する。
7. この細則は、平成28年4月1日から施行する。
8. この細則は、平成30年4月1日から施行する。